

しんがたころなういるす いじょう ひろ  
新型コロナウイルスを これ以上 広げないために

きょうとふ おこな きんきゅうじたい とく  
京都府の 行う 緊急事態の 取り組み\*

\* <=生活が 危ないときに 皆さんに お願い すること>

きょうとふ  
京都府

# 京都府の緊急事態の取り組み内容

- I. 地域 京都府の全部の市町村
- II. 期間 2021年2月8日(月)0時から 2021年2月28日(日)24時まで
- III. 実際に すること
  1. できるだけ 家に いること
  2. イベントなどを 行うときの 制限
  3. 店などの 制限
  4. 仕事へ 行くこと
  5. 大学などで 守って もらうこと

# 1 できるだけ 家いえに いること

どうしても 行いかなければ いけない 用事ようじ 以外いがいは できるだけ 家いえに いてください。

特に 午後8時とく ごご じからは 家いえに いてください。(国くにの 法律ほうりつ 《特措法第45条 第1項とくそ ほうだい じょう だい こう》)

・下したの 1~4以外いがいは できるだけ 外そとに でないで ください

1 病院びょういんへ 行いくこと

2 食たべ物もの・薬くすり・生活せいかつに 必要ひつような物ものの 買かい物もの

3 必要ひつような 仕し事ごとへ 行いくこと

4 外そとでの 運うんどう動どうや 散さん歩ぽなど 生せいかつ活かつや 健けんこう康こうを 守まもるために 必要ひつようなこと

・特に 午後8時とく ごご じからは できるだけ 家いえに いてください。

## 2 イベントなどを行うときの制限

イベントをする人は以下のことを守って行ってください。(国の法律《特措法第24条第9項》)

【参加できる人数】 5,000人まで

【収容できる割合】 建物の中:50%以下

建物の外:人と人との距離を十分に広げる(できるだけ2m)

・午後8時までに終わるように協力をお願いします。

・イベントをする前の相談

全国から多くの人があるようなイベントや参加者が1,000人以上のイベントをする

場合 する前に京都府の相談窓口へ相談してください。

### 3 店などの制限

#### (1) 国の法律で制限を するところ

レストラン・バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法 <=飲み物や 食べ物を あつかうための 法律>の 許可を とって 店を  
しているところは 午後8時までに 店を 閉めて ください。お酒を 出すのは 午前11時から午後7時までに してくださ  
い。(国の 法律 <<特措法第24条 第9項>>)

対象となる 店など	守ってもらう 内容
<p>【飲食店】 レストラン(居酒屋を含む)、カフェなど (配達・家に持って帰るは 制限が ありません)</p> <p>【遊興施設】 バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法の 許可が ある店</p>	<p>午前5時～午後8時までに してください お酒を 出すのは 午前11時～午後7時</p>

協力した店は お金が もらえます

店が もらえるお金	開けている時間を 短くしたら ひとつの店に 1日 60,000円 (定休日<=決まった 休みの日>は 数えませんが)
-----------	---

## (2) その他の店や建物について

げきじょう しゅうかいじょう うんどうしせつ ゆうぎじょう とくそほうだい じょう き みせ たてもの ごごじ し  
 劇場・集会場・運動施設・遊技場など 特措法第11条が 決めている店や 建物は 午後8時までに 閉めるように  
 ねが さいけ だ ごぜん じ ごごじ  
 お願いします。(お酒を出すのは 午前11時から午後7時まで)

たいしやう みせ たてもの 対象となる 店や 建物など	ねが ないよう お願いする 内容
うんどうしせつ ゆうぎじょう すぽーつ あそ 運動施設・遊技場 <=スポーツや 遊ぶところ>	した のことを ねが お願いします ・開けている 時間を 短く してください(午前5時～午後8時) お酒を 出すのは 午前11時～午後7時 ・イベントは 5,000人まで 収容率50%の どちらも 守ること 収容率 <=もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合 >
げきじょう かんらんじょう えいがかん えんげいじょう げき えいが 劇場・観覧場・映画館・演芸場 <=劇や 映画を みるどころ など>	
しゅうかいじょう こうかいどう てんじじょう かいぎ いべんと ひと あつ 集会場・公会堂・展示場 <=会議や イベントの ために 人の 集まるところ>	
はくぶつかん びじゆつかん としょかん 博物館・美術館・図書館	
ほてる りよかん ひと あつ ホテル・旅館 <=人の 集まる場合に 対して です。泊まる部屋は 制限しません。>	
ゆうきやうしせつ 遊興施設※	した のことを ねが お願いします ・開けている 時間を 短く してください(午前5時～午後8時) お酒を 出すのは 午前11時～午後7時
もの う みせ 物を 売っている店(1,000 m <sup>2</sup> 超)<=生活に 必要な 物を 売っている店は 含みませ ん>	
さーびす ていきやう みせ サービスを 提供している店(1,000 m <sup>2</sup> 超)<=生活に 必要な サービスを していると ころは 含みません>	

※ 遊興施設のうち 食品衛生法の 許可を受けている店は 特措法による 制限を します。

と ひと おお ねっとかふえ まんがきつさ  
 泊まる人が 多い ネットカフェ・マンガ喫茶などは この 制限を お願いしません。

## 4 仕事へ行くこと

会社などにテレワーク<インターネットを>使って家などで仕事をすること>を強くお願いします（国の法律<<特措法第24条 第9項>>）

- ・「会社へ行って仕事を する人の 数を 70%減らすこと」を 目標に します。テレワークを するように します。どうしても 会社でしか 仕事が出来ない場合は 会社が 決めた日・時間・自転車などで 行くように します。
- ・ 上のように するのが 難しい場合は 休みを 別の日に したり 自分で 休みを取ると 人と 会うことを 少なく します。
- ・ どうしても しないと いけない 仕事 以外は 午後8時から 後の 仕事を しないように します。

## 5 大学などで 守って もらうこと

大学などに 病気を 広げない ために してもらうこと。学生に 気をつけて もらうこと。(国の  
法律 《特措法第24条 第9項》)

- ・ 病気を 広げない ために 学校で する授業と インターネットを 使って する授業などで 勉強 できるように してください。
- ・ クラブ活動などや 寮などで 病気を 広げないように するよう 気をつけて ください。人が 集まって お酒を 飲んだり することは やめてください。クラブ活動でも 他の場所へ 行ったり 多くの人が 集まることは やめてください。
- ・ 大学は 入学試験で 病気を 広げないように 気をつけて ください。また 新型 コロナウイルスで 試験が 受けられない 人が ないように 後からでも 試験が 受けられるように してください。